３　前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

第百六十一条中「第百五十八条」を「第百六十一条」に、「第百五十九条」を「第百六十二条」に改め、第六章第三節中同条を第百六十四条とし、第百六十条を第百六十三条とし、第百五十九条を第百六十二条とする。

第百五十八条第一項中「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第百四十五条第一項」を「第百四十八条第一項」に、「第百五十条」を「第百五十三条」に、「第百五十一条」を「第百五十四条」に、「第百五十二条第一項」を「第百五十五条第一項」に改め、同条第二項中「第百四十五条第二項」を「第百四十八条第二項」に、「第百五十一条」を「第百五十四条」に、「第百五十二条第一項」を「第百五十五条第一項」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百五十七条中「第百四十六条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、第六章第二節第三款中同条を第百六十条とし、第百五十六条を第百五十九条とし、第百五十三条から第百五十五条までを三条ずつ繰り下げ、同節第二款中第百五十二条を第百五十五条とし、第百五十一条を第百五十四条とし、第百五十条を第百五十三条とし、同節第一款中第百四十九条を第百五十二条とし、第百四十八条を第百五十一条とする。

第百四十七条第一項中「第百四十五条第一項」を「第百四十八条第一項」に、「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第百五十九条」を「第百六十二条」に、「第百六十一条並びに第百六十四条」に改め、同条を第百五十条とし、第百四十六条を第百四十九条とし、第百四十五条を第百四十八条とし、第百四十四条を第百四十七条とする。

第百四十三条第一項中「第百四十八条」を「第百五十一条」に改め、同条を第百四十六条とし、第六章第一節中第百四十二条を第百四十五条とし、第百三十七条から第百四十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第百三十六条第四項中「第百三十三条第四号」を「第百三十六条第四号」に改め、同条を第百三十九条とし、第百三十五条を第百三十八条とし、第百三十二条から第百三十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第百三十一条第四項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第百三十四条とし、第百三十条を第百三十三条とし、第百二十七条から第百二十九条までを三条ずつ繰り下げ、第百二十六条を第百二十八条とし、第五章第六節中同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第百二十九条　地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第百二十五条中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に、「第百十六条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条を第百二十七条とし、第百二十四条を第百二十六条とする。

第百二十三条第一項中「独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の」を「第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に、「（第三号及び第四号（同項第三号」を「（第四号及び第五号（同項第四号」に、「第百二十五条」を「第百二十七条」に、「第百七十一条及び第百七十五条」を「第百七十六条及び第百八十条」に、「第六十六条第二項第三号及び第四号（同項第三号」を「第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号」に、「第百七十六条」を「第百八十一条」に改め、同条第二項中「別表第二に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に、「独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いと」を「同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれ」に、「第百二十五条」を「第百二十七条」に、「第百七十一条、第百七十五条及び第百七十六条」を「第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条」に改め、同条第三項中「別表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構（病院の運営の）」を「第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める」に改め、同条を第百二十五条とする。

第百二十二条第二項中「又は独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例」に改め、同条を第百二十四条とし、第五章第五節中第百二十一条を第百二十三条とし、第百二十条を第百二十二条とする。

第百十九条第二項中「第百七条第四項」を「第百九条第四項」に、「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同条を第百二十一条とする。

第百十八条中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、同条第二号中「第百十一条各号」を「第百十三条各号」に、「第百十六条第二項」を「第百十八条第二項」に改め、同条を第百二十条とする。

第百十七条第一項及び第二項中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、「含む。」の下に「第八項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

４　前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第百十七条に次の三項を加える。

８　第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

９　前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10　地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第百十七条を第百十九条とする。

第百十六条第一項中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、同条第二項中「第百十条第二項及び」を「第百十二条第二項及び」に、「第百十一条から第百十三条まで」を「第百十三条から第百十五条まで」に、「第百十条第二項中」を「第百十二条第二項中」に、「第百十六条第一項」を「第百十八条とする。

第百十五条中「第百十二条第一項」を「第百十四条第一項」に改め、同条を第百十八条とする。

第百十五条中「第百八条の」を「第百十条の」に、「第百八条各号」を「第百十条各号」に、「第百十五条各号」を「第百十七条各号」に改め、同条を第百十七条とし、第百十四条を第百十六条とし、第百十三条を第百十五条とする。

第百十二条第一項中「、第百十条第一項」を「、第百十二条第一項」に改め、同項第一号中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に改め、同項第二号中「第百十条第二項第三号」を「第百十二条第二項第三号」に改め、同項第三号中「第百十条第二項第三号」を「第百十二条第二項第三号」に、「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同項第四号中「第百十条第二項第六号」を「第百十二条第二項第六号」に改め、同項第五号中「第百十条第二項第六号」を「第百十二条第二項第五号」に改め、同項第六号中「第百十条第二項第五号」を「第百十二条第二項第五号」に改め、同条第二項及び第三項中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に改め、同条を第百十四条とする。

第百十一条第五号中「第百十八条」を「第百二十条」に改め、同条を第百十三条とする。

第百十条第二項第四号中「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同条を第百十一条とする。